

秩父市農業委員会 令和5年第1回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年1月23日(月) 午後2時00分
 (2) 閉会日時 令和5年1月23日(月) 午後2時40分
 (3) 場所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
 (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	欠席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	出席
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長 印 会長職務代理者 印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第 1 開会・開議
- 日程第 2 議事日程の報告
- 日程第 3 総会成立の報告
- 日程第 4 議事録署名委員の指名
- 日程第 5 諸報告
- 日程第 6 審議議案の報告
- 日程第 7 議案審議

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)

日程第 8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備考	職 名	氏 名	備考
事務局長	川 上 貴		主席主幹	小 嶋 祥 弘	欠席
参 与	宮 前 房 男		主 事	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修	書記	主 査	笠 原 信 之	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（桑東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年 第1回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（桑東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（桑東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

川上事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（桑東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（桑東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（桑東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。2番 上井 克彦委員 及び 3番 長谷川 満 委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の千島主幹及び川上主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（桑東男会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件について報告いたします、事務局に説明を致させます。

川上事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。1の番号1、2でございますが、同一の土地について農地、集約化のため、農地法第18条第6項の規定による通知書が当農業委員会に提出されたものでございます。なお該当地の農地については令和3年12月第12回総会、議案第67号農地法3条の許可について審議をいただき、所有権の移転について許可の議決をいただいております。本来であれば、3条申請の前段階で、合意解約の通知を農業委員会あてに提出されるべきものですが、今回農林公社から日付を遡り、通知書の提出がされたことにより、事後報告となったものでございます。

農地所有者は・・・さんから・・・さん（・・・）へ移転

土地賃貸借は・・・さんから農林公社、農林公社から・・・さんでした。

現在は・・・さんが耕作を実施しております。

番号3, 4についても、同一の土地について農地、集約化のため、農地法第18条第6項の規定による通知書が当農業委員会に提出されたものでございます。なお該当地の農地については令和3年2月第2回総会、議案第6号農地法3条の許可について審議をいただき、所有権の移転(贈与)について許可の議決をいただいております。本来であれば、3条申請の前段階で、合意解約の通知を農業委員会あてに提出されるべきものですが、こちら今回農林公社から日付を遡り、通知書の提出がされたことにより、事後報告となったものでございます。

農地所有者は・・・さんから・・・さん。土地賃貸借は・・・さんから農林公社
農林公社から農業組合法人 大田営農 組合長・・・となっております。

現在は・・・さんから農林公社、農林公社から農業組合法人 大田営農 組合長・・・
となっております。

議長(衆東男会長) ただ今の説明について質問はございますか。

議長(衆東男会長) 質問はございますか。無いようですの以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長(衆東男会長) 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

川上事務局長

【議案説明】議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案第1号農地法3条の規定による許可申請、番号2 桜木町の案件でございますが、申請人より取下げの意向がございましたので、議案より削除していただくようお願いいたします。

それでは、令和5年 第1回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について が3件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について が1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について が4件

以上でございます。よろしく申し上げます。

日程第7

議案審議 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3件)

議長(衆東男会長) 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主事) 私からは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・字・・・畑 ○筆 ㎡で申請地は令和○年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、・・・から北西に約 m離れた場所に位置しています。譲受人は申請地付近に居住しており、このたび、当地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡の話がまとまり、申請に至りました。

申請の目的は農業経営規模の拡大です。農作業歴は50年で、農作業従事者は常時3名、臨時1名を予定しています。また、農機具は耕うん機、草刈り機を所有しています。

現在の農地所有面積は太田地内に m^2 で、内訳は田が m^2 、畑が m^2 となっており、太田地内の下限面積要件 20a を満たしております。なお、先述の農地とは別に譲受人が所有する農地が一部違反転用状態となったいたますが、これについては本件と同時に農地転用の申請を行っており、議案 2 号番号 1 で審議をいただく予定です。作付計画では玉ねぎ、カボチャ、ニンニクジャガイモ等を栽培する予定になっています。現地を確認したところ畑として利用されておりました。説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号 3 について、説明いたします。

本案件につきましては、令和 4 年 第 12 回 定例総会において 別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則 第 17 条 第 2 項の規定に基づき 設定された農地に対し、譲り受けたい旨の申し出があり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、・・・字・・・畑 ○筆・・・ m^2 で、・・・の南側に隣接した土地で、平成 19 年、相続により取得した土地で、畑として保全管理されています。譲受人は、申請地の隣接地に居住し、譲渡人とは兄弟の関係にあります。譲受人は農作業歴はありませんが、作付計画では、ジャガイモ・ネギ・玉ねぎを栽培する計画です。説明は以上です。

事務局（川上事務局長） 番号 4 について説明します。

本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・畑○筆 合計面積○○ m^2 、昭和・・・年に贈与によりで取得した土地で令和 4 年 12 月総会議案第 59 号において別段の面積の見直し についてご審議いただいた案件に関連するものでございます。案内図をご覧ください。

申請地の所在につきましては、・・・より南南東へ約○○メートルの付近に位置しております。現地の状況から 2 種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲渡人は現在、蒔田地内に居住しておりますが、高齢化による体力の低下などから、耕作を継続していくことが、困難になってきていることなどから、当該畑の隣接地に居住し、新規就農者として耕作を行う意思のある、身内に贈与したいとの希望から今回の申請となったものです。農地取得後はすでに植栽してある「梅、イチジク」のほか「かぼちゃ」などの野菜を栽培する予定です。譲受人は年齢が○○歳。実質的な農業経験はありませんが、面積も小さく自宅に近いこと、登記面積○○ m^2 のうち○○ m^2 が果樹、○○ m^2 が野菜であること。また、農業経験 3 年の妹が補助を行うことなどから特に問題は無いと思われまます。以上ご審議賜りますようお願いいたします。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8 番 黒沢 昌治委員 8 番黒沢です。

番号 1 について説明いたします。現地については事務局説明のとおりです。先日事務局 富田推進委員さんと現地を確認してまいりました。きれいに耕作されている状態でした。問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

4 区 富田 典孝推進委員 4 区富田です。事務局、黒沢委員説明のとおりです。特に問題は無いと思います。以上です。

10番 新田 恭一委員 10番新田です。3番について説明します。先ほど事務局より説明のとおりです。申請を確認しましたが、新規就農ということ。土地は贈与であること。問題は無いとおもわれますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

1区 吉川 稔推進委員 1区吉川です。事務局の説明、新田委員さん説明のとおりです。ご審議よろしくお願いたします。

12番 豊田 恵男委員 12番豊田です。番号4ですが事務局説明のとおりです。譲渡人と譲受人は兄弟ということです。譲受人は近所で・・・を営んでおりましたが県道の拡幅に伴い、申請地の隣に引っ越してきたということです。住まいと地続で、整地されておりますので、問題は無いと思います。倉林推進委員の説明もお聞き頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

2区 倉林 幸男推進委員 2区の倉林です。現地は事務局、豊田委員さん説明のとおりです。実家からの贈与で、広くはない農地ですが、管理、耕作してもらえれば良いと思います。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第1号について賛成をする諸君の挙手を求めます。
(挙手を確認する)

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第2号上程 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)

議長（衆東男会長） 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） 私からは、番号1について、説明します。

議案書の2ページをご覧ください。申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は・・・畑〇筆 〇〇㎡で平成17年に相続により取得した土地で、一体利用地としては1290.53㎡となっています。

案内図をご覧ください。申請地は・・・から北西に〇〇mにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、農家住宅進入路及び事業所の敷地拡張です。申請事由ですが、昭和〇〇年頃から、申請者の父が農地法の許可を得ずに対象地へ自宅への進入路、車庫、〇加工所及び炭保管庫を建築し、使用しておりました。その後、申請者が土地及び建物を相続し、現在に至るまで居住しております。この度、申請者が議案1号番号1のとおり、3条申請を行おうとしたところ、違反転用が発覚し、引き続き使用していきたいとして、始末書添付の上、申請されました。新たな資金は発生しません。現地を確認したところ、申請内容のとおり違反転用の状態となっていました。説明は以上です。

議長（衆東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。番号1ですが、事務局説明のとおりです。先日現地を確認したところ、申請人の親の代から使用していたようです。始末書も添付されておりますので問題は無いと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長(糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(糸東男会長) 質疑、ご意見ありませんか。質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第2号について賛成をする諸君の挙手を求めます。(挙手を確認する)

議長(糸東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第3号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主事) 私からは番号1から3について説明します。まず、番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・畑〇筆〇〇㎡で、平成2年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、・・・から北北西に約〇〇m離れた場所にあり、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人は現在、借家住まいであり、手狭となってきたために家族と共に申請地へ自己用住宅を建築をしたいとして申請されました。資金調達計画は整っています。また、隣接に承諾が必要な農地はありません。権利の種類は、所有権で、現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

次に番号2について説明します。譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・畑〇筆〇〇㎡で、平成〇〇年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は、・・・から南東に約〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。申請事由ですが、譲受人は現在、隣接に住宅を建築し居住しております。住宅敷地には〇台分の駐車スペースを有しておりますが、自家用車を駐車しており、来客用等の駐車ができません。そのため、申請地を来客用の駐車スペースとして使用したいとして申請されました。権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っております。また、隣接に譲渡人以外が所有する農地はありません。現況を確認したところ、保全管理状態となっております。

次に番号3について説明します。譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・畑 〇筆 〇㎡で、平成〇〇年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、・・・から南東に約〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、進入道路の敷地拡張です。申請事由ですが、譲受人は現在、申請地

の付近に自己用住宅を建築し居住しております。将来的に自宅の建替えを想定した際、現在の状態では建築基準法上の接道が確保できていないことが分かりました。今回、接道していない問題を解消するために申請地を進入として使用したいとして申請をされました。権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っております。また、隣接に譲渡人以外が所有する農地はありません。現況を確認したところ、保全管理状態となっております。

事務局（川上事務局長） 私からは、番号4について説明いたします。

譲受人・譲渡人・契約の内容等は議案書記載のとおりです。申請地は・・・字・・・畑〇筆〇〇㎡で、各筆が昭和〇〇年に売買、平成〇〇年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、・・・から北西に約〇〇m離れた場所にあります。立地の基準につきましては、鉄道の駅から300m以内にあり、市街化の傾向が著しい区域内にある農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅です。譲受人は、申請地から北側〇〇メートル先にある配偶者の実家で、配偶者・子と4人で暮らしておりましたが、手狭になってきていたところ、配偶者の叔父及び従兄である譲渡人から、実家にほど近い申請地を譲っていただける話をもらい、ここに自己用住宅を建築したいと申請されたものです。また、本申請地は、昭和〇〇年8月及び昭和〇〇年12月に、住宅及び倉庫・車庫として5条許可を埼玉県から受けておりましたが、申請時点で建物等は撤去されており、確認がとれないことから、あらためて5条申請されたものとなります。なお、申請地と隣接している譲渡人所有の宅地〇〇㎡と併せて計〇〇㎡を一体利用地とする計画となっております。提出された配置図によると、自己用住宅の建築面積は〇〇㎡で、3台の車輛駐車スペース、洗濯物干場を設置し、一体利用する宅地内にある物置2棟を利用する計画となっております。また排水は隣接する市道内市公共下水管へ接続する計画となっております。資金計画は整っております。また、隣接の農地はありませんでした。

現地を確認したところ、更地の状態となっております。説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番 長谷川 満委員 3番長谷川です。農地法第5条の案件について説明いたします。番号1ですが、詳細は事務局説明のとおりです。現地は住宅に囲まれた保全管理されている農地です。何年も保全管理された状態であったと思われますのでやむを得ないと思います。番号2と3ですが、譲渡人は共通しています。番号2は自宅の来客用駐車場ということです。売買による所有権移転を行う予定とのこと。この場所も住宅に囲まれた保全管理状態の農地です。番号3ですが自己用住宅進入路の敷地拡張とのことですが、やはり保全管理された農地ですが、（転用は）やむを得ないと思います。

9番 青野 孝司委員 9番青野です。番号4について説明いたします。詳細は事務局説明の通りです。当該土地は保全管理の状態であり長期間にわたり耕作されていない状況が続いておりました。譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、・・・に近い宅地化の著しい地域にあることから、やむを得ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） 質疑、意見等ございませんか。質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第3号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(桑東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長(桑東男会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして
秩父市農業委員会 令和5年第1回定例総会を閉会いたします。